株主各位

東京都中央区日本橋兜町6番7号

フジ日本精糖株式会社

代表取締役社長 曾 我 英 俊

第100回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第100回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬具

記

報告事項

- 1. 第100期 (目2022年 4 月 1 日) 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人 および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第100期 (自2022年 4 月 1 日) 計算書類報告の件 至2023年 3 月31日) 計算書類報告の件 本件は、上記の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。 なお、変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

		(下級即は交叉回所でがしてのりよす。)
変 更 前		変 更 後
第3章 株主総会 (招集権者および議長)		第3章 株主総会 (招集権者および議長)
第15条	株主総会は、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、 議長となる。	第15条 株主総会は、 <u>取締役会の決議によってあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。</u>
2	取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	2 前項の取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
	第4章 取締役および取締役会 会の招集権者および議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合 を除き、 <u>取締役会長</u> がこれを招集し、議長 となる。	第4章 取締役および取締役会 (取締役会の招集権者および議長) 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合 を除き、取締役会の決議によってあらかじ め定めた取締役がこれを招集し、議長とな る。
2	取締役会長に欠員または事故があるときは、 取締役会においてあらかじめ定めた順序に 従い、他の取締役が取締役会を招集し、議 長となる。	2 <u>前項の取締役</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第2号議案 取締役7名選任の件

本件は、原案どおり櫻田誠司、曾我英俊、関根郁也、髙橋明彦、和田哲義の各氏が再選され、新たに大橋高弘、埴原正和の両氏が選任され、それぞれ就任いたしました。なお、髙橋明彦、和田哲義および埴原正和の各氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

本件は、原案どおり梶田伸哉氏が再選され、新たに二宮照興氏が選任され、それぞれ就任いたしました。なお、二宮照興氏は会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

本件は、原案どおり補欠監査役に髙橋祐子氏が選任されました。なお、髙橋祐子氏は補欠の社外監査役であります。

以上

なお、同日株主総会終了後開催の取締役会において、代表取締役社長に曾我英俊氏が選定され、 就任いたしました。

また、監査役会の決議により、梶田伸哉氏が常勤の監査役に選定され、就任いたしました。

配当金のお支払いについて

第100期の期末配当金1株につき17円は、2023年6月7日付でお送りいたしました第100回定時株主総会招集ご通知に同封の「期末配当金領収証」により、払渡期間内(2023年6月8日から2023年7月7日まで)にお近くのゆうちょ銀行または郵便局の貯金窓口でお受け取りください。

また、口座振込をご指定の方は、すでにお送りいたしました「期末配当金計算書」および「配当金振込先ご確認のご案内」をご確認ください。